

目指すべき雇用システムと セーフティネットについて (セーフティネット編)

平成22年2月
厚生労働省 職業安定局

目次（セーフティネット編）

諸外国における失業率等の概況	2
失業給付と失業に関する先行研究	3
機能別社会支出(対GDP比)	4
長期失業者の割合の推移	5
雇用保険受給者実人員の推移	6
雇用保険の基本手当の受給資格要件等について	7
雇用保険の基本手当の給付日数(原則)	8
雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要	9
緊急人材育成支援事業の概要	10
訓練・生活支援給付のあらまし	11
「求職者支援制度」の創設	12
(参考)フレキシキュリティの概要	13

諸外国における失業率等の概況

	ドイツ	フランス	日本	イギリス	アメリカ
失業率	7.5% (2008年)	7.4% (2008年)	4.0% (2008年)	5.3% (2008年)	5.8% (2008年)
	7.5% (2009年12月)	10.0% (2009年12月)	5.1% (2009年12月)	7.8% (2009年11月)	10.0% (2009年12月)
失業者	314万人 (2008年)	207万人 (2008年)	265万人 (2008年)	164万人 (2008年)	892万人 (2008年)
給付期間	6か月～24か月	7か月～36か月	90日～360日	最大182日	概ね最大26週 (州ごとに異なる)
失業給付受給者数	108万人 (2007年)	172万人 (2007年)	57万人 (2007年)	12万人 (2007年)	261万人 (2007年)
失業扶助受給者数	528万人 (2007年)	39万人 (2008年9月30日現在)	—	63万人 (2007年)	—
長期失業者 (1年以上)の割合	53.4% (2008年)	37.9% (2008年)	33.3% (2008年)	25.5% (2008年)	10.6% (2008年)
人 口	8千万人 (2005年)	6千万人 (2005年)	1億3千万人 (2005年)	6千万人 (2005年)	3億人 (2005年)

失業給付と失業に関する先行研究

○ 海外の実証研究では、失業給付の給付期間の延長は失業期間を長くするという推計結果が多い。

著者	小原、佐々木、町北 (2008)	小原 (2004)	Lalive (2008)	Carling et al. (2001)	Meyer (1990)
結果の概要	雇用保険の基本手当の所定給付日数が長いほど最初にジョブに応募する時期が遅く、男性、配偶者のいる者、低学歴の者、前職賃金が高かった者ほどサーチ初期段階から応募している。	失業給付は40歳未満の失業者の再就職インセンティブを低下させる。	失業給付の最大給付期間の延長は、失業期間を長引かせる効果があり、特に女性の失業期間が延びる。	失業給付水準の引き下げは、再就職に対するインセンティブを向上させる。	失業給付期間終了直前に再就職率が上昇するスパイクが見られ、長期間の給付は再就職のインセンティブを低下させる。
データ	厚生労働省「職業安定業務統計」	(株)構造計画研究所「雇用政策の有効性に関するシミュレーション:実査データ」(2002)	オーストリアのパネルデータ (Austrian social security database, Austrian unemployment register)	スウェーデンのパネルデータ (HÄNDEL, AKSTAT, IoF, HÄNDEL)	アメリカ12州の男性のパネルデータ (Continuous Wage and Benefit History)
推計方法	プロビットモデルにより推計	Cox (1972)の比例ハザードモデルにより推計	政策ターゲットが50歳以上であり、また特定の地域に限られていることを利用した回帰分断デザイン(RDD)による推計	1996年に行われた給付水準の引き下げを外生変数としたdifference-in-differenceを用いたハザード分析	Prentice and Gloeckler (1978)のハザードモデルを拡張し推計
被説明変数	サーチ開始後30日以内に最初の応募をしたかどうか	失業者の再就職率	失業期間	失業者の再就職率	失業者の再就職率
説明変数	離職理由(自発的、非自発的)、所定給付日数、年齢、性別、配偶者の有無、教育年数、前職の月収、有効求人倍率など	失業給付の受給状況、失業給付受給額、トレーニングの有無、性別、学歴、配偶者の有無、世帯収入など	年齢(50歳以上か)、対象地域区分からの距離、配偶者の有無、建設業ダミーなど	1996年の前後ダミー、トリートメントグループ(給付率が高いグループ)ダミー、年齢、性別、配偶者の有無、教育年数など	給付切れまでの期間、年齢、配偶者の有無、白人ダミー、教育年数、失業給付受給額、前職の収入など

(資料出所)

小原美紀、佐々木勝、町北朋洋 (2008)「雇用保険のマイクロデータを用いた再就職に関する実証分析」、マッチング効率性についての実験的研究(JILPT資料シリーズ;報告書)

小原美紀(2004)「雇用保険制度が長期失業の誘因となっている可能性」、『日本労働経済雑誌』No.528

Lalive (2008), 'How do extended benefits affect unemployment duration? A regression discontinuity approach,' Journal of Econometrics Vol.142, Issue 2

Carling, Holmlund and Vejsiu (2001), 'Do benefit cuts boost job finding? Swedish evidence from the 1990s,' Economic Journal 111, pp.766-790

Meyer (1990), 'Unemployment insurance and unemployment spells,' Econometrica, Vol.58, No.4, pp.757-782

機能別社会支出(対GDP比)

○ 日本の「積極的労働市場政策」と「失業」に対する支出は、欧州諸国に比べて低い水準にある。

国	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
(対GDP比)						
老齢給付	8.6%	5.3%	6.1%	11.2%	10.9%	9.6%
遺族	1.3%	0.8%	0.2%	0.4%	1.8%	0.6%
障害・業務災害・傷病等	0.7%	1.3%	2.4%	1.9%	1.9%	5.6%
保健	6.3%	7.0%	7.0%	7.7%	7.8%	6.8%
家族	0.8%	0.6%	3.2%	2.2%	3.0%	3.2%
積極的労働市場政策	0.3%	0.1%	0.5%	1.0%	0.9%	1.3%
失業	0.3%	0.3%	0.3%	1.7%	1.7%	1.2%
住宅	—	—	1.4%	0.6%	0.8%	0.5%
生活保護その他の社会政策分野	0.3%	0.6%	0.2%	0.2%	0.4%	0.6%
合計	18.6%	15.9%	21.3%	26.7%	29.2%	29.4%
(社会支出に占める割合)						
老齢給付	46.4%	33.3%	28.6%	42.0%	37.4%	32.6%
遺族	6.9%	4.8%	0.9%	1.4%	6.1%	2.1%
障害・業務災害・傷病等	3.8%	8.1%	11.2%	7.0%	6.3%	19.0%
保健	34.0%	43.7%	32.9%	28.7%	26.9%	23.0%
家族	4.4%	3.9%	15.0%	8.1%	10.3%	10.9%
積極的労働市場政策	1.4%	0.8%	2.5%	3.6%	3.1%	4.4%
失業	1.8%	1.9%	1.2%	6.2%	5.9%	4.1%
住宅	—	—	6.8%	2.3%	2.8%	1.8%
生活保護その他の社会政策分野	1.4%	3.6%	0.9%	0.8%	1.2%	2.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

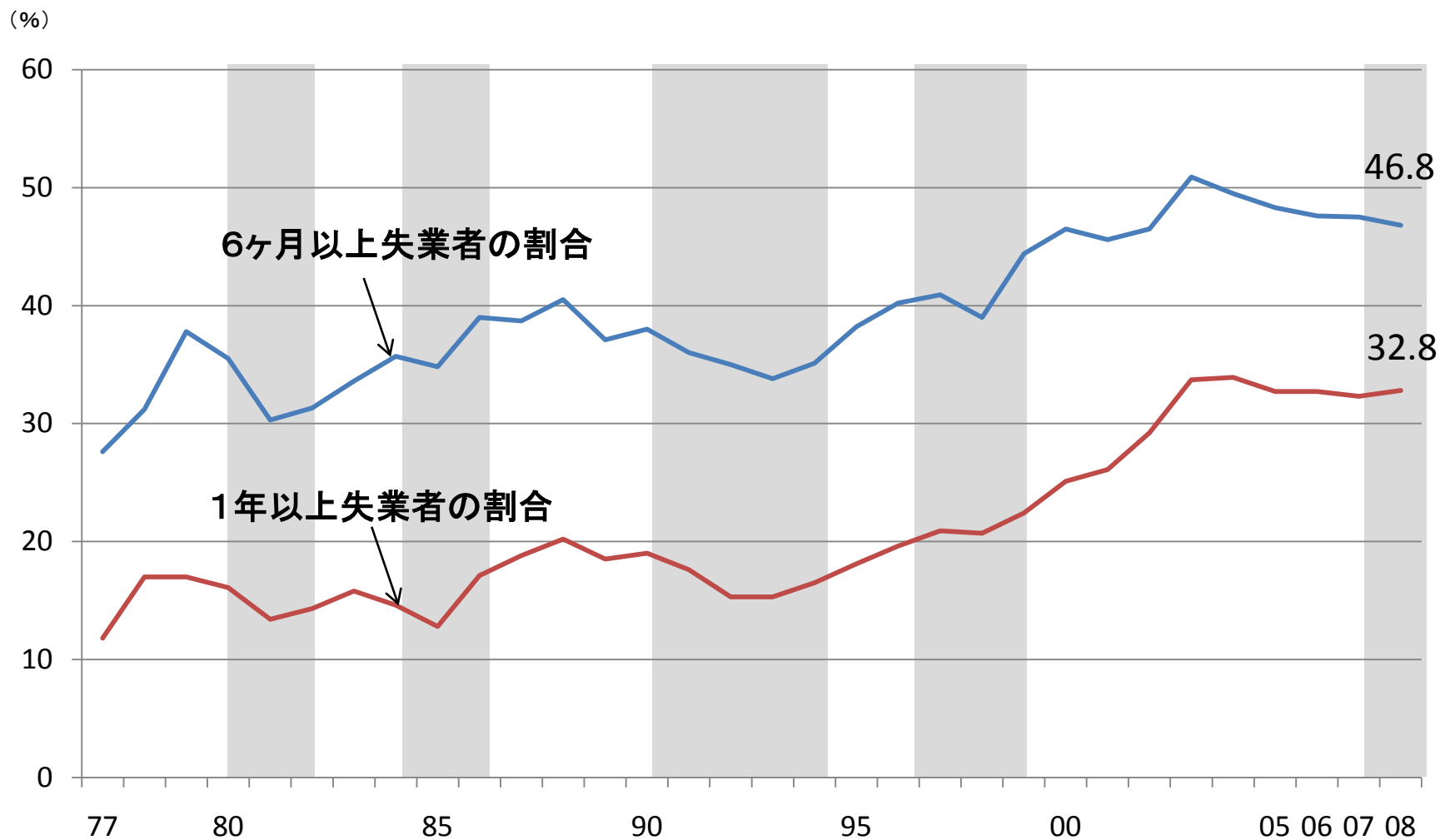
(資料出所) OECD Social Expenditure database 数値は、2005年のもの。

(注) 1. 積極的労働市場政策に対する支出とは、雇用職業サービス・行政、職業能力開発、若年施策、雇用助成、障害者雇用対策等を合算したもの。

2. 失業に対する支出とは、失業補償給付又は解雇手当、労働市場に関連する事由による早期退職給付、その他の現物給付等を合算したもの。

長期失業者の割合の推移

○長期失業者の割合は、すう勢的に上昇している。



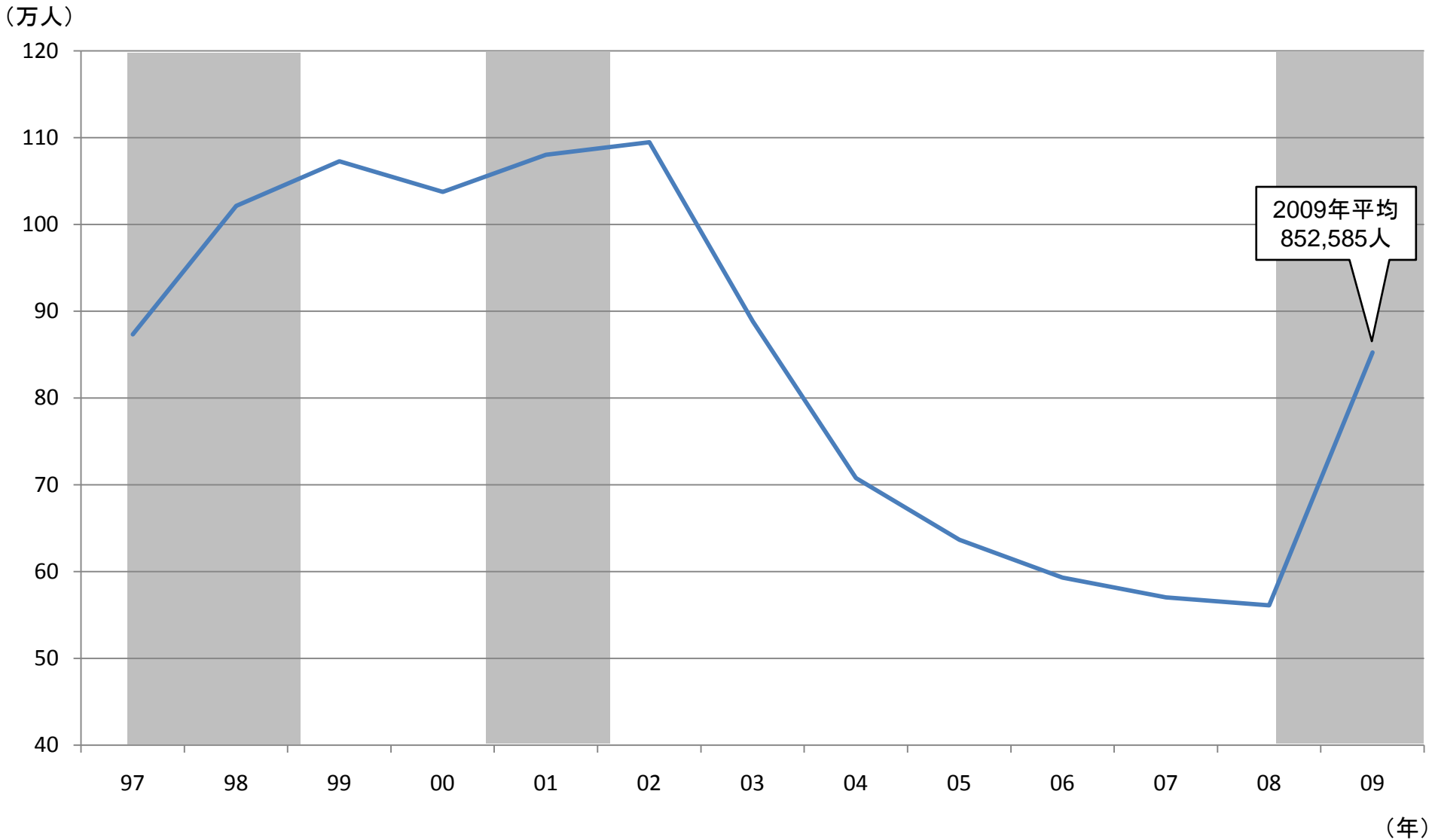
(資料出所) 2002年以前は、総務省「労働力調査特別調査報告(2月)」の数値。2002年以降は、総務省「労働力調査詳細集計(年平均)」の数値。

(注) シャドー部分は、景気後退期

(年)

雇用保険受給者実人員の推移

○ 雇用保険受給者実人員は、景気後退期において増加する傾向があるが、今回の景気後退期においては特に急速に増加した。



(資料出所)厚生労働省「雇用保険業務統計」

※ シャド一部分は、景気後退期

雇用保険の基本手当の受給資格要件等について

	被保険者期間	給付日数
解雇・倒産等による離職者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	<u>90～330日</u>
雇止め等による離職者(※)	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	90～150日 (暫定措置として3年間、 <u>90～330日</u> に充実)
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

※ 平成21年の改正雇用保険法により新設。

雇用保険の基本手当の給付日数(原則)

①倒産、解雇等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

②有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	90日	120日	150日

(注)②のうち、有期労働契約が更新されなかったことによる離職者及び被保険者期間6月以上12月未満の正当な理由による自己都合離職者については、平成24年3月31日までは、暫定的に①の給付日数となる。

③一般の離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

④就職困難な者(障害者等)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要(当初予算関連)

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

<現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

<改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

〔失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)[告示]
・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000)〕

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

緊急人材育成支援事業の概要

中央職業能力開発協会

- ・訓練認定基準の作成、事業運営に係る調整
- ・訓練実施計画の認定
- ・訓練・生活支援給付及び各種奨励金の支給決定等

厚生労働省

- ・事業の制度設計
- ・事業運営の監督・指導
- ・業界団体等を通じた人材ニーズの把握等

基金造成

・各種申請書の取次及びそのチェック結果の報告

一部委託

訓練・生活支援給付の審査・支給
【要件】主たる生計者であること等
【支給額】単身者：月10万円
世帯者：月12万円

・訓練実施計画の認定通知
・各種奨励金の支給

<委託先団体(※1)>
訓練コーディネート等のノウハウを有する団体
・訓練実施機関の開拓
・訓練実施計画の作成支援、申請書等のチェック
・キャリア・コンサルティング

※1 企画競争の結果、9/3より(独)雇用・能力開発機構に21年度分の業務を委託している。

・計画認定申請書等の提出

・訓練実施機関の開拓
・訓練実施計画の作成支援

< 訓練実施機関 >

専修各種学校

教育訓練企業

職業訓練法人

社会福祉法人

事業主

<訓練コース>

- ①再就職に必須のITスキルを習得するための訓練(3か月程度)
- ②新規成長・雇用吸収分野における基本能力から実践能力までを習得するための訓練(3~6か月程度)

<訓練実施機関への奨励金>

- 訓練コース新設に係る初期費用の助成(100~300万円)
- 訓練実施に係る助成(受講生1人当たり月額6~10万円)

求職者(※2)

ハローワーク

受講

受講勧奨

※2 雇用保険を受給できない求職者(非正規離職者、長期失業者など)

訓練・生活支援給付のあらまし

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の**生活費を給付**(希望者には**貸付を上乘せ**)する。

概要

(1) 主な要件

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、職業訓練(基金訓練または公共職業訓練)を受講していること
- ② 次のいずれにも該当すること
 - ア 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
 - イ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること
 - ウ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
 - エ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること。
 - オ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※ 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要

「求職者支援制度」の創設

民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たっての政策合意」（2009年9月9日）においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、公労使からなる労働政策審議会において検討を進める。

これまでの施策等

- 労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）を創設。（平成21年度補正予算で措置）
- 雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施（給付は月10万円（扶養親族のある方は12万円））

実績：【訓練】認定済み定員 69,436人、受講申込者 52,746人
【給付】受給資格認定件数 20,312件 （1月26日現在）

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額最大10万円の手当（能力開発手当）を支給する「求職者支援制度」を創設します。
※工程表では平成23年度に創設

「連立政権樹立に当たっての政策合意」（平成21年9月9日）

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。

緊急経済対策（平成21年12月8日）

- トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立
 - ・ 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討



上記の内容を踏まえ、「求職者支援制度」について検討を進める。

(参考)フレキシキュリティの概要

1. フレキシキュリティ(Flexicurity)とは？

- ・ 柔軟性(flexibility)と安定性(security)を組み合わせた造語。
- ・ 経済のグローバル化と少子高齢化の中で、**柔軟な労働市場**と**手厚い社会保障・雇用保障**を同時に実施すること。
- ・ 1995年ごろに**オランダ**で始まったが、代表的な取組は**デンマーク**。

2. デンマーク・モデル(デンマークの例)

(1) 主な取組「黄金の三角形」

- ・ 職業間及び地域間における**高い労働移動性**
 - ・ **高いレベルの失業手当**を保障する広範な社会保障制度(失業手当:最長4年間支給。給料に対するカバー率:90%に至る場合もある)
 - ・ 積極的な労働市場政策(**生涯学習**、新技術習得のための**職業訓練**)
- ※ 基盤:労使間の対話が長年の間重視されていること。

(2) 背景

- ・ 企業のほとんどが中小企業であり、**内部労働市場が小さい**こと(ほとんどの労働者が、そもそも安定した長期雇用を期待できない環境にあること)。
- ・ また、企業のほとんどが中小企業であるため、**企業の新陳代謝が激しい**産業構造であること。
- ・ 労使が労働条件や労働市場の問題について、**法制度に頼ることなく、自主的な交渉により決定**してきたこと(労使協定(1899年)により使用者が「解雇の自由」を獲得した一方で、労組は非常に広範な社会保障制度を獲得)。
- ・ **国民の税負担が大きい**こと(所得税率:40%超。失業保険の負担割合も個人所得の約8%)。
- ・ **労働市場政策にかかる費用が大きい**こと(GDP比約4.5%)。

(3) 課題

- ・ 低技能の労働者は繰り返し失業を経験する可能性があり、そのため労働市場から疎外されていく労働者が生じること。
- ・ 高水準の失業給付が職に就こうとするインセンティブを喪失させるケースがあること。